

# 学校法人会計基準について (平成26年度まで)

## 予算と決算の両方を満たす計算体系の説明

### 学校法人の概要

学校法人とは、「学校教育法」「私立学校法」の定めるところにより、私立学校の設置を目的に設立された法人です。私立学校は、この「学校法人」によって、設置・運営されています。学校法人の特性は、独自の「建学の精神」や「教育研究の理念・目標」に基づいて私立学校が行う教育研究の事業を遂行する自主性の高い経営体であり、極めて公共性の高い経営体としても位置づけられています。

### 計算書類

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受けている学校法人は、私立学校振興助成法第14条に基づき、文部科学大臣の定める「学校法人会計基準」という会計処理のルールに従って、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類作成し、所轄庁に届け出ることが義務づけられています。

#### 1. 資金収支計算書

- ・第一の目的：当該会計年度に行った教育研究等の諸活動に対応して生ずるすべての資金の収入及び支出の内容を明らかにします。
- ・第二の目的：諸活動の対応関係に関わらず、現実に収納し、または支払った資金の収入及び支出について、そのてん末を明らかにします。

#### 2. 消費収支計算書

- ・第一の目的：一会計年度中の消費収入及び消費支出の内容を明らかにします。
- ・第二の目的：消費収支の均衡状態が保たれているか否かを計算・表示します。

※消費収支計算書は、法人の一会計年度における収支均衡状態を測定し、経営状況を明らかにするものです。よって、資金の動きはないが実質的には学校法人の損益となるもの（現物寄付金、減価償却額等）の情報を含んでいますが、資金の動きはあっても実質的に損益とならないもの（借入金等収入、資本的支出〈施設関係支出・設備関係支出〉等）の情報は含みません。

#### 3. 貸借対照表

一定時点（決算日→本学は3月31日）における資産及び負債、基本金、消費収支差額の内容及び在り高を明示し、学校法人として財政状況（ストック）を明らかにするものです。すなわち、消費収支計算書の年度間の橋渡し役です。

## 学校法人会計に関するQ&A

### 学校法人会計の概要

Q1. 学校会計と企業会計はどう違うのですか？

A. 事業目的に大きな違いがあります。



学校法人も企業も経済活動を営んでいる点では同じですが、その事業目的に大きな違いがあります。企業は経済活動そのもの、利益の追求を目的としていますが、学校法人は教育・研究活動を目的としています。ただし、経済活動が目的ではなくても、教育研究活動を行う手段として経済活動も営む必要があります。また、学校法人が永続するためには収支バランスの測定が必要であり、前述の消費収支計算書がその役割を果たします。

学校法人は、企業のように「モノ」を生産・販売し、投下した資本を回収し、利潤を獲得するといった生産経済体とは異なり、支出の増加に対して収入の増加を図ることが難しい非弾力的な財政構造を持つ消費経済体です。学校法人の帰属収入の約9割が、容易に増額することが難しい学生生徒等からの入学料や授業料及び国や地方公共団体からの補助金で構成されており、教育・研究の充実・発展を見据えると支出を削減することは難しいことが特徴です。

なお、国立大学の会計処理は「国立大学法人会計基準」に従って処理されています。この基準の内容は基本的に企業会計原則によりますが、その主たる業務内容が教育・研究等である国立大学法人の特性を考慮し、全く同じというわけではありません。財務諸表としては「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」などを作成しています。

|               | 学校法人会計                    | 企業会計           | 国立大学法人会計                  |
|---------------|---------------------------|----------------|---------------------------|
| 事業目的          | 教育・研究活動                   | 利潤獲得のための経済活動   | 教育・研究活動                   |
| 財政構造          | 消費経済体                     | 生産経済体          | 消費経済体                     |
| 会計処理のルール      | 学校法人会計基準                  | 企業会計原則         | 国立大学法人会計基準                |
| 作成書類          | 資金収支計算書                   | キャッシュフロー計算書    | キャッシュフロー計算書               |
|               | 消費収支計算書                   | 損益計算書          | 損益計算書                     |
|               | 貸借対照表                     | 貸借対照表          | 貸借対照表                     |
| 受託責任(役割)      | 委託者→学費支弁者、国及び地方公共団体、寄付者など | 委託者→株主、利害関係者   | 委託者→学費支弁者、国及び地方公共団体、寄付者など |
| 利益処分(剰余金の取扱い) | なし(収支均衡が原則)               | あり(株主配当、社内留保等) | あり(経営努力の認定により繰越可能)        |

## 予算制度について

Q2. 学校法人では予算が重要視されていますが、それはなぜですか？

A. 収入が制約的なため、長期的な視野にたつ計画的な予算が必要なためです。



学校法人の目的である教育研究の資金需要はたくさんありますが、それに対する収入は、その大半を学生生徒等納付金といった極めて固定的かつ制約的なものが占めています。このような特性を持つ学校法人が永続的に存在し、教育事業へ資金を投下していくためには、長期的な視野にたつた計画が必要となります。その計画を適正に効果的に達成するための重要な仕組みとして、予算制度を重要視しています。なお、私立学校振興助成法において、「収支予算書」を所轄庁へ届け出ることが規定されており、学校法人の重要な制度として法制化されています。

## 消費収支の均衡について

Q3. 帰属収入とは何ですか？

A. 自己資金に該当する収入のことです。



学生生徒等納付金、補助金、寄付金、資産運用収入などの自己資金に該当する収入のことです。借入金、前受金(翌年度に入学する学生・生徒等の入学金・授業料等)、預り金(所得税・住民税など他に支払うため一時的な金銭の受入額)など自己資金でないものは含みません。

Q4. 消費収入とは何ですか？

A. 消費支出に充当するための予算です。



帰属収入から基本金に組み入れる額を控除した収入のことです。消費支出に充当するための金額です。

Q5. 消費支出とは何ですか？

A. 当年度において消費される費用で、学校法人の純財産を減少させる支出です。



学校を運営していくためには、校舎を使い、光熱水費を払い、消耗品を買い、教職員の給料を払うなどいろいろな費用がかかります。これらの諸費用は当年度において消費される費用で、学校法人の純財産を減少させる支出であり、「消費支出」と呼んでいます。従って、借入金の返済による支出(借入金等返済支出)や貸付による支出(貸付金支払支出)などは消費支出とはなりません。資金支出のうち校舎、機器備品を購入した場合の施設関係支出や設備関係支出については、取得価格のうちの減価償却部分だけがその年度の消費支出となります。また実際にお金は支払われていませんが、教職員が在職している期間中に一定の計算方式によって計算された額を、当年度の退職金分として費用化した退職給与引当金繰入額なども消費支出となります。

Q6. 消費収支差額とは何ですか？

A. 消費収入から消費支出を差し引いた時の差額のことです。



消費収支計算書で、消費収入から消費支出を差し引いた時の差額のことです。消費支出>消費収入の場合、消費支出超過額、逆の場合、消費収入超過額となります。これは収支均衡状況を測定するものです。なお、貸借対照表の右側にある「消費収支差額の部」の消費収支差額は消費収入から消費支出を差し引いたものの当会計年度末までの累計額のことです。

## 基本金、減価償却の説明

### Q7. 基本金とは何ですか？

- A. 学校の機能を維持するために継続的に保持すべき資産の取得額のうち、帰属収入(自己資金)のうちから組み入れた金額のことです。



学校法人が教育研究活動を行っていくためには、校地、校舎、機器備品、図書、現金・預金などの資産が必要不可欠であり、これらを保持し、維持していかなければ教育研究機関としての学校の機能は果たせません。その必要不可欠な維持すべき資産を捉えた概念が「基本金」です。学校法人会計基準第29条では、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」と規定しています「その諸活動の計画に基づき必要な資産」とは、教育研究活動に必要な校地、校舎、機器備品、図書等の資産のことです。基本金はどのような資産を対象として決定されるかは、学校法人会計基準の第30条第1項において、次の4つに分類し、規定しています(全て自己資金で取得することが基本金の条件です)。

|        |   |
|--------|---|
| 第1号基本金 | 校地、校舎、機器備品、図書等の自己資金で取得した固定資産の額<br>→ 保有形態は固定資産         |
| 第2号基本金 | 固定資産を取得するために留保した預金などの資産の額<br>→ 保有形態は現預金・有価証券等の引当資産    |
| 第3号基本金 | 奨学基金、研究基金として継続的に保持し、運用する資産の額<br>→ 保有形態は現預金・有価証券等の引当資産 |
| 第4号基本金 | 学校法人の円滑な運営に必要な運転資金の額<br>→ 保有形態は現預金及びこれに類する金融商品        |

### Q8. 基本金の金額は大学にストックされたお金のことですか？

- A. 基本金の金額に相当する資金が実際にあるわけではありません。



現金・預金の残高と直接的な関係はありません。基本金は、学校法人が教育研究活動を行っていく上で必要な資産のうち、自己資金で取得した資産の額のことです。「金」という字がついたり、帰属収入のうちから組み入れているため、基本金の額だけ資金が内部に留保されていると思われがちですが、基本金の額のほとんどは、貸借対照表の左側の校地、校舎、機器備品、図書といった固定資産の取得及び引当特定資産の積立のために、すでに投下されたものであり、基本金の金額に相当する資金が実際にあるわけではありません。

### Q9. 消費収支計算書の教育研究経費の中に「減価償却額」という勘定科目がありますが、これは何ですか？

- A. 時間の経過により固定資産の価値を減少させる手続きのことです。



減価償却とは古くなったり、時の経過により、老朽化していくことでその価値が減少する校舎、体育館などの固定資産について、資産としての価値を減少させる手続きのことです。価値を減少させるといっても、実際にお金の支出があるわけではありません。また、これらの費用をその年度の収入だけで賄うことは、その年度の消費収支を圧迫し、均衡が大きく崩れてしまい、その役割を提供する期間に応じて取得価格を合理的に配分しなければ、学校法人の財政状態を適正に表すことができなくなることから、毎年費用化しているのです。なお、計算書類の注記事項には、減価償却額の累計額の合計が記載されています。